

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度 大阪市役所本庁舎自動制御設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	アズビル(株) ビルシステムカンパニー関西支社	162,800,000	令和6年7月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
2	長柄中住宅(1号館)外5住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	北区 城東区 浪速区 西成区 平野区	フジテック(株) 近畿統括本部	229,900,000	令和6年7月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
3	我孫子第2住宅(5号館)外1住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	住吉区	東芝エレベータ(株) 関西支社	40,700,000	令和6年7月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
4	東野田公園ほか71公園遊具修繕	13D:遊具工事	市内一円	日都産業(株) 関西営業所	7,975,000	令和6年7月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
5	大阪市立大阪プール熱交換器修繕	04:電気工事	港区	三成鉄工(株)	18,150,000	令和6年7月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
6	北区北老人福祉センター他3施設昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	北区	日本エレベーター製造(株) 大阪営業所	19,250,000	令和6年7月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
7	令和6年度 舞洲スラッジセンター脱水ケーキ移送コンベヤ修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	クボタ環境エンジニアリング(株) 大阪営業所	10,780,000	令和6年7月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
8	道頓堀川水門No. 2排水ポンプ用吐出弁開閉機修繕	09B:上下水道施設工事	浪速区	日本ギア工業(株) 大阪事業所	4,994,000	令和6年7月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
9	令和6年度 舍利寺抽水所外3か所現場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	生野区 都島区	(株)明電エンジニアリング 大阪営業所	6,270,000	令和6年7月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
10	令和6年度 舞洲スラッジセンター高分子供給設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	クボタ環境エンジニアリング(株) 大阪営業所	47,300,000	令和6年7月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
11	大阪市中央体育館(サブアリーナ)得点表示設備修繕	10:電気通信工事	港区	セイコータイムクリエーション(株) 大阪営業所	33,660,000	令和6年7月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
12	大阪市立北区民センター空気調和機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	パナソニック環境エンジニアリング(株) 西日本支店	2,640,000	令和6年7月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
13	令和6年度 舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	ラサ商事(株) 大阪支店	5,170,000	令和6年7月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
14	大阪市立住吉スポーツセンター・屋内プール非常放送設備修繕	10:電気通信工事	住吉区	パナソニック防災システムズ(株) 大阪支社	4,994,000	令和6年7月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
15	アミティ舞洲 帯水層蓄熱冷暖房システム修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	此花区	アミティ舞洲ATESシステム改修工事共同企業体 神戸製作所	19,030,000	令和6年7月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
16	大阪市立クラフトパーク昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	平野区	(株)日立ビルシステム 関西支社	25,850,000	令和6年7月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
17	生野区役所庁舎昇降機設備修繕	09A:昇降機設置工事	生野区	日本オーチス・エレベータ(株) 西日本支社	2,430,120	令和6年7月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
18	大阪市中央卸売市場本場市場東棟地下湧水排水ポンプ修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	福島区	新明和アクアテックサービス(株) 関西センター	5,280,000	令和6年7月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
19	中部環境事業センター出張所昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	浪速区	日本オーチス・エレベータ(株) 西日本支社	21,450,000	令和6年7月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
20	信太山青少年野外活動センター昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	和泉市	ダイコー(株) 大阪支店	16,170,000	令和6年7月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
21	A-1号上屋外2件シャッター修繕	14L:建具工事	住之江区 大正区	東洋シャッター(株) 大阪支店	8,800,000	令和6年7月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
22	令和6年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)マコト電気	7,760,500	令和6年7月31日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
23	焼野住宅(1号館)外2住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	鶴見 天王寺 西成	日本オーチス・エレベータ(株) 西日本支社	168,300,000	令和6年8月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
24	令和6年度大阪市中央卸売市場南港市場市ボイラー設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	住之江区	(株)日本サーモエナー 関西支社	6,930,000	令和6年8月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
25	令和6年度 舞洲スラッジセンター脱水機汚泥供給ポンプ外設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	兵神装備(株)	18,700,000	令和6年8月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
26	令和6年度 深江抽水所制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	東成区	日新電機(株) 関西支社	14,300,000	令和6年8月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
27	加美巽川排水機場No.1排水ポンプ修繕	09D:機械器具設置工事	生野区	(株)荏原製作所 大阪支社	42,834,000	令和6年8月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
28	淀川区役所空気熱源氷蓄熱ヒートポンプシステム氷系統プロアポンプ等修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	淀川区	日本熱源システム(株)	1,430,000	令和6年8月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
29	此花屋内プール空気調和機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	此花区	新晃アトモス(株) 大阪支社	20,339,000	令和6年8月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
30	阿倍野消防署外壁その他改修工事(緊急)	02A:建築工事	阿倍野区	(株)プリモ	3,267,000	令和6年8月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
31	此花屋内プール 昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	此花区	(株)日立ビルシステム 関西支社	35,200,000	令和6年8月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
32	咲洲キャナルNo.1・3雨水排水ポンプ修繕	09D:機械器具設置工事	住之江区	(株)日立インダストリアルプロダクツ 関西支店	21,890,000	令和6年8月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
33	令和6年度 庭窪浄水場1・2系洗浄排水ポンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	(株)電業社機械製作所 大阪支店	21,450,000	令和6年8月9日	地方公営企業法施行令 第21条の13第1項第2号	K6	
34	令和6年度 柴島浄水場第2洗浄ポンプ場逆洗ポンプ用電動機整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株) 関西営業部	7,700,000	令和6年8月9日	地方公営企業法施行令 第21条の13第1項第2号	K6	
35	令和6年度 柴島浄水場排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株) 関西営業部	249,700,000	令和6年8月9日	地方公営企業法施行令 第21条の13第1項第2号	K6	
36	大阪市立城東屋内プール中央監視制御設備修繕	10:電気通信工事	城東区	アズビル(株) ビルシステムカンパニー関西支社	8,153,607	令和6年8月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
37	浪速区民センター1階正面玄関自動扉ガイドレール取替修繕	14L:建具工事	浪速区	ナブコドア(株) 大阪支店	1,958,000	令和6年8月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
38	今川水門ローラーゲート開閉装置修繕	09D:機械器具設置工事	東住吉区	阪神テクノサービス(株)	19,353,950	令和6年8月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
39	令和6年度 舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	巴工業(株) 大阪支店	53,350,000	令和6年8月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
40	真空式ごみ収集設備改良工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	新明和工業(株) 流体事業部 営業本部関西支店	27,170,000	令和6年8月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
41	東成区役所庁舎昇降機設備(2号機)修繕	09A:昇降機設置工事	東成区	三菱電機ビルソリューションズ(株) 関西支社	5,280,000	令和6年8月22日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
42	大阪市立東淀川スポーツセンター非常用発電設備修繕	04:電気工事	東淀川区	ヤンマーエネルギーシステム(株)	1,980,000	令和6年8月23日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
43	令和6年度大阪府中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	福島区	新晃アトモス(株) 大阪支社	75,493,000	令和6年8月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
44	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター、アミティ舞洲客室画像システム設備修繕	10:電気通信工事	此花区	(株)JVCケンウッド・公共産業システム 関西支店	31,713,000	令和6年8月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
45	令和6年度大阪府中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事(その2)	05:給排水衛生冷暖房工事	福島区	クボタ空調(株) 大阪支店	60,500,000	令和6年8月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
46	阿倍野区役所ガス吸収式冷温水発生機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	阿倍野区	テクノ矢崎(株) 西部支店	3,311,000	令和6年8月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
47	令和6年度 大阪市役所本庁舎防水扉修繕	14L:建具工事	北区	丸島産業(株)	39,600,000	令和6年8月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
48	令和6年度 住吉配水場配水ポンプ用電動機整備修繕	09B:上下水道施設工事	阿倍野区	安川オートメーション・ドライブ(株) 大阪支店	12,100,000	令和6年8月28日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
49	令和6年度 庭窪浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	東芝インフラテクノサービス(株) 関西支店	126,500,000	令和6年8月28日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
50	令和6年度 庭窪浄水場外1か所高度浄水処理棟揚水ポンプ用電動機外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東住吉区 守口市	東芝インフラテクノサービス(株) 関西支店	33,000,000	令和6年8月28日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
51	令和6年度 舞洲スラッジセンター送泥ネットワーク監視設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	三菱電機プラントエンジニアリング(株) 西日本本部	7,480,000	令和6年8月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
52	内代第2住宅(1号館)外1住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都島 住吉	ダイコー(株) 大阪支店	62,700,000	令和6年8月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
53	西淀川屋内プール 昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	西淀川区	東芝エレベータ(株) 関西支社	29,920,000	令和6年8月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
54	令和6年度 柴島浄水場外1か所酸注入設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区 寝屋川市	日立造船(株)	12,177,000	令和6年8月30日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
55	令和6年度湊町リバープレイス非常用発電設備修繕	04:電気工事	浪速区	ヤンマーエネルギーシステム(株)	4,576,000	令和6年9月2日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
56	令和6年度大阪府中央卸売市場本場業務管理棟空調用自動制御設備改修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	福島区	ジョンソンコントロールズ(株) 大阪支店	244,200,000	令和6年9月2日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
57	令和6年度 豊野浄水場外1か所ろ過池 流量調節弁整備修繕	09B:上下水道施設 工事	寝屋川市 守口市	(株)前澤エンジニアリングサー ビス 大阪営業所	37,400,000	令和6年9月2日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
58	令和6年度 柴島浄水場凝集沈でん池機 械設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	住友重機械エンパイロメ ント (株) 大阪支店	57,563,000	令和6年9月2日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
59	令和6年度 舞洲スラッジセンター自家発 電設備外電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株)明電エンジニアリング 大 阪営業所	13,530,000	令和6年9月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
60	令和6年度 降雨情報設備修繕	09B:上下水道施設 工事	住之江区 城東区	東芝インフラテクノサービス(株) 関西支店	7,843,000	令和6年9月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
61	大正区役所昇降機1号機修繕	09A:昇降機設置工 事	大正区	フジテック(株) 近畿統括本部	715,000	令和6年9月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
62	令和6年度 舞洲スラッジセンター自家発 電用ガスタービン設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株)カワサキマシシステムズ 統括本部ガスタービンサービス 本部西部事業所	13,200,000	令和6年9月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
63	令和6年度 舞洲スラッジセンター各種ポ ンプ外修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株)荏原製作所 大阪支社	6,600,000	令和6年9月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
64	楠葉取水場揚水ポンプ設備改良に伴う 既設高圧配電設備外改造工事	09B:上下水道施設 工事	枚方市	シンフォニアテクノロジー(株) 大阪支社	21,670,000	令和6年9月9日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
65	旭区民センター 大ホール舞台制御機器 修繕	09D:機械器具設置 工事	旭区	(株)サンケン・エンジニアリング 大阪支店	9,284,000	令和6年9月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
66	大阪市立早川福祉会館非常用発電設備 冷却水槽取替修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	東住吉区	東洋産業(株) 大阪支店	5,742,000	令和6年9月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
67	Q-1号上屋シャッター修繕	14L:建具工事	住之江区	三和シャッター工業(株) 大阪 支店	53,680,000	令和6年9月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
68	令和6年度 庭窪浄水場排水処理設備 整備修繕	09B:上下水道施設 工事	守口市	月島ジェイテクノメンテサー ビス (株) 大阪支社西日本営業部	143,000,000	令和6年9月11日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
69	令和6年度市内一円共同溝ガス検知設 備修繕	10:電気通信工事	旭 東成 都島 城東 平野 生野 中央 北 此花	(株)理研商会	8,240,870	令和6年9月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
70	阿倍野区役所昇降機設備改修工事-5	09A:昇降機設置工 事	阿倍野区	東芝エレベータ(株) 関西支社	36,300,000	令和6年9月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
71	天王寺図書館昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	天王寺区	東芝エレベータ(株) 関西支社	30,140,000	令和6年9月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
72	弁天抽水所No.1雨水ポンプ設備工事	09B:上下水道施設 工事	中央区	(株)日立インダストリアルプロ ダクツ 関西支店	742,500,000	令和6年9月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
73	令和6年度 巽配水場外1か所配水ポン プ外整備修繕	09B:上下水道施設 工事	生野区 東淀川区	(株)日立インダストリアルプロ ダクツ 関西支店	115,500,000	令和6年9月12日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
74	大阪市中心卸売市場東部市場集中自動 検針装置改修工事	10:電気通信工事	東住吉区	東光東芝メーターシステムズ (株) 東光東芝メーターシステ ムズ	194,700,000	令和6年9月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
75	生野区民センター昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	生野区	(株)日立ビルシステム 関西支 社	35,310,000	令和6年9月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
76	こども文化センター舞台吊物装置改修工 事	09D:機械器具設置 工事	此花区	三精工事サービス(株)	111,320,000	令和6年9月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
77	大阪市立浪速スポーツセンター・屋内 プール・アイススケート場吸収式冷温水 機修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	浪速区	パナソニック産機システムズ (株) 近畿支店	45,870,000	令和6年9月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
78	旭区民センター 小ホール可動床リミット スイッチ修繕	09D:機械器具設置 工事	旭区	カヤバCS(株)	23,870,000	令和6年9月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
79	令和6年度城北寝屋川口水門外41遠方 監視装置修繕	10:電気通信工事	城東 都島 旭	三菱電機プラントエンジニアリ ング(株) 西日本本部	10,450,000	令和6年9月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
80	令和6年度本町地下駐車場外1駐車機 械装置修繕	09D:機械器具設置 工事	西区 中央区	日本コンベヤ(株)	32,890,000	令和6年9月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
81	東成区民センター大ホール移動観覧席 修繕	09D:機械器具設置 工事	東成区	コクヨ(株) ワークプレイス事業 本部エンジニアリング本部建材 工務部	19,627,300	令和6年9月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
82	令和6年度 庭窪浄水場分館直流電源 設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	守口市	エナジーシステムサービスジャ パン(株) 関西営業所	2,899,600	令和6年9月25日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
83	令和6年度 巽配水場自家発用原動機 整備修繕	09B:上下水道施設 工事	生野区	(株)IHI原動機 IHI原動機 大 阪支店	25,300,000	令和6年9月25日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
84	天保山船客乗降用設備修繕	09D:機械器具設置 工事	港区	川重ファンリテック(株)	8,910,000	令和6年9月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
85	長居第2陸上競技場非常放送設備・自動 火災報知設備修繕	10:電気通信工事	東住吉区	パナソニック防災システムズ (株) 大阪支社	7,590,000	令和6年9月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市役所本庁舎自動制御設備修繕

2 契約の相手方

アズビル（株）

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷暖房設備において、機器を作動させるための自動制御設備の部品が経年劣化しているため、交換を行い機能の回復を行うものである。

本設備は、アズビル（株）がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置しており、当該会社以外では技術面での対応が不可能である。また修繕後の性能・作動状態等を保証させる必要もある。

以上の理由により、本修繕を行えるのはアズビル（株）のみであるため、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随意契約理由書

1 案件名称

長柄中住宅(1号館)外5住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

本工事は、フジテック(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたってはフジテック(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であるフジテック(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 案件名称

我孫子第2住宅(5号館)外1住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 修繕名称

東野田公園ほか71公園遊具修繕

2 契約相手方

日都産業株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、東野田公園ほか71公園の幼児用ブランコにおいて、本市仕様の鉄製鎖(φ9mm)及びシャックル(接続金具:φ8mm)を日都産業株式会社製のステンレス製鎖(φ6mm)及びシャックル(接続金具:φ8mm)へと交換し、溶接等で固定するものである。

本市内公園に設置している日都産業株式会社製の幼児用ブランコの吊り部材において、本市仕様の鉄製鎖(φ9mm)を使用し、接続金具(φ8mm)に取り付けていたが、公園利用者の幼児用ブランコの使用方法(鎖のねじれ)と、鉄製鎖及び接続金具の金属疲労などによって、接続金具がゆるみ、バケットシートが脱落する事象があった。原因については、バケットシート脱落の原因が吊り部材によるものなのか、遊具本体によるものなのか、溶接によるものなのか特定ができていない。

また、今回の脱落事象を踏まえ、本市内公園を調査した結果、脱落事象が発生した遊具と同形状の吊り部材を使用している公園が72箇所あり、いずれも設置後相当の期間を経過しているため、今後、同様の事象が発生する恐れがある。

以上のことから、脱落事象の発生を防止するとともに、万一、破損等が発生した際の責任の所在を明確化させる必要があることから、当該遊具を設計製作した日都産業株式会社が製造する製品であり、サビにくく、耐熱・耐久性、強度、加工性に優れたステンレス製鎖(φ6mm)及びシャックル(接続金具:φ8mm)に交換することとし、遊具全体の安全性の確保も含め、取替後の一貫した責任と性能について、保証を持たせる必要があることから、契約相手方である日都産業株式会社に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 公園緑化部公園課

(電話番号 06-6615-6890)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立大阪プール熱交換器修繕

2 契約の相手方

三成鉄工(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立大阪プールに設置されている熱交換器について、劣化部品の修繕を行うものである。

本設備は、ボイラーの蒸気を利用し空調機用の温水等の水を昇温させるため、熱が高温から低温へ移る性質を利用し効率的に熱を移動させるものである。

本修繕は、設備を構成する各所部品を取り替えるものであり、熱交換器の構造、材質、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者である三成鉄工(株)のみが有している。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当 (電話番号 06-6469-5147)

随意契約理由書

1 案件名称

北区北老人福祉センター他3施設昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本エレベーター製造（株）

3 随意契約理由

本工事は、北区北老人福祉センター他3施設に設置されているロープ式エレベーターの更新改修を行うものである。

本エレベーターは施設来訪者が日常的に使用する設備であり、改修工事に伴うエレベーターの停止期間を短縮し、来訪者への影響を最小限に留めることが求められている。そのため、施工方法を検討した結果、既設部分の一部を残しつつ更新が必要となる部分のみを施工対象とした。また、全面的に改修を行う場合と比較して工事金額の削減を図ることも可能であり、最も経済的かつ合理的な施工方法である。

本工事において更新対象となる部分は制御装置や保安機器などの重要な機器であり、これらは存置となる部分と構造上密接不可分となっているとともに、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術で構成されている。そのため、本エレベーターの製造者が改修工事を施工することができる唯一の事業者であり、施工後の不具合等に対する責任の一元化を図ることも可能となる。

以上の理由により、本エレベーターの製造者である上記業者を本工事の契約相手方とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課（電話番号 06-6633-2361）

随意契約理由書

1 修繕名称

令和6年度 舞洲スラッジセンター脱水ケーキ移送コンベヤ修繕

2 契約相手方

クボタ環境エンジニアリング(株)

3 随意契約理由：

今回修繕を行う脱水ケーキ移送コンベヤは、舞洲スラッジセンターの遠心脱水機から排出される脱水ケーキを移送する設備である。

現在、当該コンベヤの回転部が長時間の運転により、著しく摩耗、損傷しているため修繕するものである。

本機器が稼働しなければ、遠心脱水機から産出する脱水ケーキを汚泥溶融処理施設に供給することができないことから修繕する必要がある。

本設備は、(株)クボタが設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である(株)クボタより下水処理設備の修繕を移管されているクボタ環境エンジニアリング(株)と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 修繕名称

道頓堀川水門No. 2排水ポンプ用吐出弁開閉機修繕

2 契約の相手方

日本ギア工業(株)

3 随意契約理由

道頓堀川水門及び東横堀川水門は、両水門の連携による東横堀川および道頓堀川の「水質浄化機能」、潮の干満によって変動する河川水位を制御し、大雨や高潮による水位上昇時に洪水から市街地を守る「治水機能」、水門の前後で水位差がある場合に水門内で水位を一定に保ち船舶の安全な航行を可能とする「開門機能」を備えた水門施設である。

本修繕は道頓堀川水門の水位調整を行う排水ポンプ用吐出弁電動開閉機の分解整備を行うものである。

本機器は日本ギア工業(株)が設計・製作したもので、修繕にあたっては従前と同等の性能を発揮させるため、本機器の構造を十分に熟知した製造業者独自の技術が必要となる。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7414)

随意契約理由書

1 修繕名称

令和6年度 舍利寺抽水所外3か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する舍利寺抽水所外3か所の現場操作盤外電気設備は、下水処理施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある機能低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)明電舎が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは不可能であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは(株)明電舎から修繕等業務を移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

令和6年度 舞洲スラッジセンター高分子供給設備修繕

2 契約相手方

クボタ環境エンジニアリング(株)

3 随意契約理由：

今回修繕を行う高分子供給設備は、舞洲スラッジセンターの脱水分離液処理施設に使用する高分子凝集剤を攪拌するための設備である。

令和5年度の運転管理において、攪拌機の羽根車が経年劣化により摩耗・損傷が発見され、3台(1号～3号機)あるうちの1台(1号機)が運転不可の状態であり、現状のままでは、汚泥処理の安定した運転に支障をきたすため修繕を行う必要がある。

本設備は、(株)クボタが設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である(株)クボタより下水処理設備の修繕を移管されているクボタ環境エンジニアリング(株)と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央体育館（サブアリーナ）得点表示設備修繕

2 契約の相手方

セイコータイムクリエーション(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市中央体育館（サブアリーナ）に設置されている得点表示設備について、劣化部品の取替修繕を行うものである。

本設備は、各種室内競技の得点・時間・チーム名等の表示を行うものである。

本修繕は、設備を構成する各所部品を取り替えるものであり、機器の構造、材質、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者であるセイコータイムクリエーション(株)のみが有している。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当（電話番号 06-6469-5147）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立北区民センター空気調和機修繕

2 契約の相手方

パナソニック環境エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

本件は、北区民センター内に2台設置されている空気調和機のうち、松下精工(株)製の空気調和機(AHU-301・FY-56UCV/会議室系統)が、経年劣化による構成部品の著しい摩耗損傷等により、現状のままでは適切な室温調整・空気循環が行えないこと等、施設運営に甚大な影響を及ぼす恐れがあることから修繕を行うものである。

本設備は、松下精工(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては、製作会社としての総合的な技術と経験のほか、当該設備を熟知している必要がある。

また、本件空気調和機の製造元責任の所在を明確にする観点からも、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。このため、松下精工(株)製の空気調和機の修繕については、空調送風技術を継承した、パナソニック環境エンジニアリング(株)が行うこととなっていることから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

北区役所地域課(電話番号 06-6313-9948)

随意契約理由書

1 修繕名称：令和6年度 舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕

2 契約相手方：ラサ商事(株)

3 随意契約理由：

今回修繕する返流水ポンプは、舞洲スラッジセンターで発生した脱水分離液処理施設からの処理水や遠心脱水機の洗浄水などを此花下水処理場に送水するポンプである。舞洲スラッジセンターには処理水や洗浄水などを処理し排水する施設がないので此花下水処理場に送水する必要があり、舞洲スラッジセンターの施設を運転するために欠かせない重要なポンプである。

本修繕は、舞洲スラッジセンターに設置している一般排水系及び脱水分離液系返流水ポンプの各部が長時間の運転により、著しく摩耗損傷しているため修繕するものである。

本ポンプは、大平洋機工(株)が設計及び製作したもので、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である大平洋機工(株)から修繕及び点検・整備業務を移管されているラサ商事(株)と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立住吉スポーツセンター・屋内プール非常放送設備修繕

2 契約の相手方

パナソニック防災システムズ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立住吉スポーツセンター・屋内プールに設置されている非常放送設備について、劣化部品の取替修繕を行うものである。

本設備は、感知器などからの火災信号を受信した際に非常放送を行うものである。

本修繕は、設備を構成する部品を取り替えるものであり、機器の構造、材質、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者であるパナソニック(株)のみが有している。

パナソニック(株)は、改修・修繕を同社の系列会社であるパナソニック防災システムズ(株)に移管しているため、本修繕が可能な業者は、パナソニック防災システムズ(株)のみである。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当 (電話番号 06-6469-5148)

随意契約理由書

1 案件名称

アミティ舞洲帯水層蓄熱冷暖房システム修繕

2 契約相手方

アミティ舞洲ATESシステム改修工事共同企業体

3 随意契約理由

アミティ舞洲に構築した帯水層蓄熱冷暖房システム（「平成 30 年度 CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業」として、国補助金を活用して導入）は、地下水を多く含む地層（帯水層）から熱エネルギーを採り出して、建物の冷房・暖房を効率的に行う技術であり、省エネルギー、CO2 排出削減、ヒートアイランド現象の緩和策として期待されているものであるが、昨年度、構成機器に故障が発生し、現在稼働を停止している。

本システムは、共同企業体が独自の技術により設計・製造した特殊なものであり、システムの変更・修繕にあたっては、その特質を理論的・経験的に十分把握した上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには、本システムを熟知した会社以外では、技術面での対応が不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から、既存機器に著しい支障が生じる可能性がある。また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

上記事由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして、今回、共同企業体と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 環境施策部 環境施策課（エネルギー政策グループ）

（電話番号 06-6630-3483）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立クラフトパーク昇降機設備改修工事

2 契約相手方

(株)日立ビルシステム

3 特名随意契約理由

本工事は、クラフトパークの平成11年の施設開設当時に設置された(株)日立ビルシステム製の昇降機(2号機)が現在の基準では既存不適格であるため改修するものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては(株)日立ビルシステムにて制作している機器を使用しなければならない。

的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であるため(株)日立ビルシステムと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当(電話番号 6539-3346)

随意契約理由書

1 案件名称

生野区役所庁舎昇降機設備修繕

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、昇降機設備を安全に支障なく使用するために、機能維持に必要な修繕を行うものである。

本設備は、日本オーチス・エレベータ（株）が設計製作および据付を行ったものであり、生野区役所において保守点検業務を担っている。同社部品は他社製品との互換性がないため、同社が保有する部品及び専門の知識・技術が不可欠であり、機能維持は製作会社にしかできない。

また、同一業者以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは、日本オーチス・エレベータ（株）のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市生野区役所企画総務課（電話番号 06-6715-9625）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場本場市場東棟地下湧水排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス(株)

3 随意契約理由

本修繕は、市場東棟地下に設置している湧水ポンプの修繕を行うものである。

本設備は、新明和工業(株)が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業(株)から保守及び維持管理にかかる業務を移管されている新明和アクアテクサービス(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場本場設備グループ(電話番号 06-6469-7969)

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター出張所昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

本工事は、中部環境事業センター出張所に設置されている油圧式エレベーターをロープ式エレベーターへ更新改修を行うものである。

本エレベーターは来庁者が日常的に使用する設備であり、改修工事に伴うエレベーターの停止期間を短縮し、来庁者への影響を最小限に留めることが求められている。そのため、施工方法を検討した結果、既設部分の一部を残しつつ更新が必要となる部分のみを施工対象とした。また、全面的に改修を行う場合と比較して工事金額の削減を図ることも可能であり、最も経済的かつ合理的な施工方法である。

本工事において更新対象となる部分は制御装置や保安機器などの重要な機器であり、これらは存置となる部分と構造上密接不可分となっているとともに、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術で構成されている。そのため、本エレベーターの製造者が改修工事を施工することができる唯一の事業者であり、施工後の不具合等に対する責任の一元化を図ることも可能となる。

以上の理由により、本エレベーターの製造者である上記業者を本工事の契約相手方とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課（電話番号 06-6633-2361）

随意契約理由書

1 案件名称

信太山青少年野外活動センター昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

ダイコー (株)

3 随意契約理由

本工事は、信太山青少年野外活動センターに設置されているロープ式エレベーターの更新改修を行うものである。

本エレベーターは施設来訪者が日常的に使用する設備であり、改修工事に伴うエレベーターの停止期間を短縮し、来訪者への影響を最小限に留めることが求められている。そのため、施工方法を検討した結果、既設部分の一部を残しつつ更新が必要となる部分のみを施工対象とした。また、全面的に改修を行う場合と比較して工事金額の削減を図ることも可能であり、最も経済的かつ合理的な施工方法である。

本工事において更新対象となる部分は制御装置や保安機器などの重要な機器であり、これらは存置となる部分と構造上密接不可分となっているとともに、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術で構成されている。そのため、本エレベーターの製造者が改修工事を施工することができる唯一の事業者であり、施工後の不具合等に対する責任の一元化を図ることも可能となる。

以上の理由により、本エレベーターの製造者である上記業者を本工事の契約相手方とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課 (電話番号 06-6633-2361)

随意契約理由書

1 案件名称

A-1号上屋外2件シャッター修繕

2 契約の相手方

東洋シャッター株式会社

3 随意契約理由

本修繕について、A-1号上屋外2件は、倉庫として使用料を徴収して民間企業へ貸与しており、適正な建物の維持管理が必要不可欠であるため、修繕計画に基づく定期的な点検を行った結果、経年劣化等による不良箇所が発見されたことにより、部品取替えを行うものである。

本修繕は、製造業者独自の機器材・部品及び各機器の構造・動作など技術的ノウハウを用い、全体を製品とした施工責任の一元化を図り、作動の確実性、安全性を確保する必要があるため、今回修繕するシャッターの製造・設置を行った上記業者が本修繕を履行することができる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部保全監理課（建築）

電話番号 06-6615-7811

随意契約理由書

1 修繕名称 令和6年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕

2 契約相手方 (株) マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する排ガス測定装置は、舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備を運転監視するために重要な役割を持つ設備である。排ガス測定装置は、日常運転における正確性と、測定装置としての高い信頼性を維持させるため、経年により機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本装置は、(株)堀場製作所が設計製作したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、測定、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行い、排ガス測定装置としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している排ガス測定装置の修繕業務を移管されている(株)マコト電気のみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

焼野住宅(1号館)外2住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本オーチス・エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市中央卸売市場南港市場市ボイラー設備修繕

2 契約の相手方

株式会社日本サーモエナー

3 随意契約理由

本修繕は、南港市場本館棟蓄熱槽室に設置されているボイラー設備の修繕を行うものである。

当該ボイラー設備は、と畜解体における消毒用の熱水を作るための設備であるが、その基幹部品である蒸気配管の蒸気制御弁が故障しており、自動での制御ができない状態であるため、本修繕にて蒸気制御部の部品を新品に取り替えるとともに、試運転調整を行う。

当該機器については、株式会社日本サーモエナーが施工したもので、本修繕を実施するにあたり、その構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠であり、同社でなければ施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ない。

以上のことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせ、契約を締結することができるのは株式会社日本サーモエナーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 修繕名称：

令和6年度 舞洲スラッジセンター脱水機汚泥供給ポンプ外設備修繕

2 契約相手方：

兵神装備(株)

3 随意契約理由：

今回修繕する汚泥供給ポンプ及び高分子注入ポンプ設備は、舞洲スラッジセンターに設置している遠心脱水機に汚泥及び高分子を供給するための設備であり、回転部分等が長時間の運転により、摩耗・損傷しているため修繕を行うものである。

本設備は、兵神装備(株)が設計及び製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である兵神装備(株)と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

- 1 工 事 名 称： 令和6年度 深江抽水所制御設備外機能追加工事
- 2 契 約 相 手 方： 日新電機（株）
- 3 随 意 契 約 理 由： 本工事は、深江抽水所の雨水ポンプ等の運転に必要となる制御機能を既設制御盤に機能追加を行うものである。
本工事で機能追加する既設制御設備等は、日新電機（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。
施工する際は既設制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設制御設備等に操作回路及び制御回路の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。
以上のことから、本機能のトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、上記業者以外に施工させることはできない。
また、既設設備に適合する制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは日新電機（株）のみであるため、上記業者と随意契約を締結するものである。
- 4 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担 当 部 署： 建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 修繕名称

加美巽川排水機場No.1排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株)荏原製作所

3 随意契約理由

本修繕は、加美巽川排水機場内にあるNo.1排水ポンプのケーブル及びその消耗部品等の経年劣化による機能回復を図るものであり、その機能は、大雨や高潮により加美巽川から平野川分水路へ自然流下ができない場合に、その水を平野川分水路へ強制排水し、浸水から市街地を守るための治水機能を備えたものである。

本機器は、(株)荏原製作所が設計・製作したものであり、本修繕にあたっては従前と同等の性能を発揮させるため、その構造を十分に熟知していると共に純正部品を必要としており、製造業者独自の技術及び知識が不可欠であり、修繕後の性能・作動状態・安全性に対して、保証することが出来ない。

以上のことから、修繕後の一貫した責任を持たせることができるのは、上記業者のみであるため、随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

随意契約理由書

1. 案件名称

淀川区役所空気熱源氷蓄熱ヒートポンプシステム氷系統フロアポンプ等修繕

2. 契約の相手方

日本熱源システム(株)

3. 随意契約理由

本修繕は、淀川区役所の空調設備（氷蓄熱スクルーヒートポンプ氷系統配管冷媒洩れ等）を修繕するものである。

本設備のフロアポンプ異常が頻発し、適切な温度制御が不能な状態であるうえ、空熱ファンの配線についても経年劣化により更新の必要があると保守点検業者より指摘を受けている。

当該設備は、淀川区役所の来庁者や職員が利用するすべての空間を適切な環境に保つ機能を担っており、空調の運転不能は、区役所内が高温度・高湿度となることを意味しており、来庁者や職員の健康を著しく害することが予測されるため、空調設備の早急な修繕を実施することが必要不可欠である。

当該設備は、日本熱源システム(株)が設計及び製作したものであり、同社のみがシステム構成を熟知しているとともに調整の技術を保有している。さらに、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕については日本熱源システム(株)に随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

淀川区役所 総務課（電話番号 06-6308-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

此花屋内プール 空気調和機修繕

2 契約の相手方

新晃アトモス㈱

3 随意契約理由

今回の修繕は、此花屋内プールに設置している空気調和機において、ファンユニット等が経年劣化により故障が発生していることから、機器の部品を取り替え、試運転調整を行い、空気調和機の性能復旧を行うものである。

本設備は、新晃アトモス㈱独自の技術により設計・製造されたものであり、本機器を製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。

また、既存機器との密接不可分の関係にあることや、修繕後の性能、作動状態、安全性に対して保証ができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を行えるのは新晃アトモス㈱のみであり、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野消防署外壁その他改修工事（緊急）

2 契約の相手方

株式会社プリモ

3 随意契約理由

本工事は、令和6年5月28日発生した大雨警報を伴う雨により阿倍野消防署北側外壁面の老朽箇所から建物内部へ漏水が発生、以降漏水が継続して発生し6月下旬頃には外壁面付近に設置される消防情報システム盤内にまで漏水侵入する状況となり、消防情報システム盤に障害が発生するおそれがあるため、早急に外壁改修工事を行うものである。

漏水の影響を受けた消防情報システム盤は、消防局本部で119番通報を受けた際の各消防署所へ災害現場への出場指令を行うシステムを構成するものであり、漏水により当該システムに障害が発生した場合、消防局本部から消防署への指令伝達体制に支障をきたすこととなる。

そのため消防局において定める「緊急業者リスト」において建築一式工事の契約実績を有する事業者を対象に比較見積を行った結果、緊急に対応することが可能であり、かつ見積価格が最も低かった上記事業者を契約相手方として緊急随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6152）

随意契約理由書

1 案件名称

此花屋内プール 昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、(株) 日立ビルシステムの製造・施工により、平成 12 年に此花屋内プールに設置された昇降機設備の改修工事を行うものである。

本昇降機設備については、設置から 24 年以上が経過していることから、保守部品の製造が既に中止されており、故障発生時において、当該部品の交換による復旧ができず、市民利用者へ著しい支障をきたす恐れがあることから、計画的な改修工事を行う必要がある。

また、本昇降機設備の安全基準については、平成 12 年当時の基準であることから、現行において義務付けられている耐震対策がなされておらず、構造物の耐震性の強化や、戸開走行保護装置等を設置するなど、安全基準を満たすための改修工事についても行う必要があるが、この改修工事を行うにあたり、(株) 日立ビルシステムが設置した一部の既設機器や構造物を使用しなければならない。

市民利用者の安全性・利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修工事を行うには、設備の有する特性を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならないが、当該設備を製造した会社以外では、本工事に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器等に著しい支障をきたす可能性がある。

また、施工後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、製造者である(株) 日立ビルシステムと特名随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

咲洲キャナルNo. 1・3雨水排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株)日立インダストリアルプロダクツ

3 随意契約理由

本修繕は、咲洲キャナル北地区雨水ポンプ場に設置されている排水ポンプの分解整備を行い、主要部品の交換並びに運転試験を実施して性能確認を行うものである。

本修繕の対象となる排水ポンプは、雨水等の流入により変動する咲洲キャナルの水位を適正に保つための排水設備である。

当該ポンプ設備は、定期的に分解整備を行い、摩擦部分や損傷部品等の交換、各部清掃後の試運転調整及び性能試験を実施しなければ、ポンプ本来の性能を維持する事ができず、また突発的なポンプの故障を引き起こす可能性が高くなる。当該ポンプが故障すると、咲洲キャナルの水位が上昇し、併設しているプロムナードが冠水することにより、市民利用や隣接用地の利用に支障をきたす恐れがある。

3台あるポンプは一定の周期で年度ごとに1台ずつ分解整備を行っており、今年度はNo. 1ポンプを整備する予定であったが、昨年度に随意契約を行ったNo. 3ポンプについて、ポンプが異物を吸い込まないようにポンプ手前に設けているスクリーン設備の破損により、ポンプに異物の噛み込みが発生したため、異物の除去及び各部の点検作業をNo. 1ポンプの整備と併せて実施する必要がある。

当該ポンプ設備は、(株)日立製作所により設計・製作されたもので、分解整備時における部品等の組立調整には、製作会社が保有する設計時の情報と独自の技術が必要であり、同一規格で品質管理が十分に行われた純正部品で取替えることが機器の性能を発揮するうえで必要不可欠である。また、分解整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは、(株)日立製作所から産業機器事業を吸収分割し設立した(株)日立インダストリアルプロダクツのみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部設備課(機械)

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 庭窪浄水場1・2系洗浄排水ポンプ外修繕

2 契約の相手方

(株)電業社機械製作所

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場内にある1・2系ろ過池の洗浄工程で発生する排水を処理工程に戻す設備と、ポンプ停止後の逆流を防ぐ設備が故障により機能が発揮できないため、その機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)電業社機械製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、その専門の知識と技術及び純正部品を必要とする。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

以上のことから、本修繕を実施することのできる業者は、(株)電業社機械製作所のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場 (電話番号 06 - 6907 - 4473)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 柴島浄水場第2洗浄ポンプ場逆洗ポンプ用電動機整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場第2洗浄ポンプ場に設置している逆洗ポンプ用電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、富士電機（株）は水環境事業について、平成19年4月1日に富士電機水環境システムズ（株）に事業継承された後、平成20年4月1日に（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が発足されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、メタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 柴島浄水場排水処理設備整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、日本碍子（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、日本碍子（株）は、当該排水処理設備に関する事業を平成20年4月にメタウォーター（株）に事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、メタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立城東屋内プール中央監視制御設備修繕

2 契約の相手方

アズビル(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立城東屋内プールに設置されている中央監視制御設備について、劣化部品の修繕を行うものである。

本設備は、監視装置、変換装置、制御装置(ソフトウェア、弁)、通信ネットワーク等からなる複合装置で、散在する監視・制御対象となる電気機械設備(受変電設備、空調衛生設備、防災設備等)の情報を一元的に管理する目的で設置したものであるが、経年劣化により設備を構成する部品に動作不良が生じる恐れがある。万が一、本設備が故障した場合、設備として十分な能力が発揮されず、適正に施設を維持管理することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品の修繕を行う必要がある。

本修繕は、設備を構成する部品を修繕するものであり、機器の構造、材質、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者であるアズビル(株)のみが有している。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当 (電話番号 06-6469-5148)

随意契約理由書

1 案件名称

浪速区民センター1階正面玄関自動扉ガイドレール取替修繕

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

本修繕について、浪速区民センターは、様々な講座・イベント・貸室など市民の方々が多く利用する施設であり、今回、当センターの自動ドア（全2台）の床面に設置したガイドレールが、経年劣化等により変形していることから、ドア（引き戸）の故障やその他の動作不良を引き起こす恐れがあるため、取替するものである。

本設備は、ナブコドア（株）が設計・製作を行ったものであり、同社部品は他社部品との互換性がないことから、本修繕を実施するにあたり、同社が保有する部品と専門の知識及び技術が不可欠である。

また、本設備について一貫した責任と性能を保証し、本修繕を実施できるのは、ナブコドア（株）のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市浪速区役所市民協働課（06-6647-9883）

随意契約理由書

1 修繕名称

今川水門ローラーゲート開閉装置修繕

2 契約の相手方

阪神テクノサービス(株)

3 随意契約理由

本修繕は、水門開閉時に発生する故障を解消し、機能回復を図るものであり、その機能は、大阪市南東部の浸水被害を解消するため、大雨時に当該水門上流区間に雨水を一時貯留することで、調整池として利用するために設置された「治水機能」を備えた水門である。

本開閉装置は、阪神動力機械(株)が設計・製作したもので、修繕にあたっては従前と同等の性能を発揮させるため、本機器の構造を十分に熟知した製造業者独自の技術が必要となる。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕を施工できる業者は、阪神動力機械(株)から水門設備用機器の修繕業務を移管されている阪神テクノサービス(株)のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 修繕名称：令和6年度 舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕

2 契約相手方：巴工業（株）

3 随意契約理由：

今回修繕を行う遠心脱水機は、舞洲スラッジセンターにて受泥する消化汚泥を脱水し、脱水ケーキにするための設備である。

今回の修繕は、汚泥中の夾雑物・砂等で損耗した箇所の整備修繕等を行うとともに、労働安全衛生規則により定められた年次点検・検査による整備を実施するものである。

本設備は巴工業（株）が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である巴工業（株）と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

（電話番号：06-6460-2830）

随意契約理由書

1 案件名称

真空式ごみ収集設備改良工事

2 契約の相手方

新明和工業（株）

3 随意契約理由

本工事は、真空式ごみ収集設備（以下、本設備）の改良を行うものであり、本設備の状態を遠隔地で監視できるように既設設備の改良および本設備と有機的に連携するプラットフォーム設備（監視設備）の追加をするものである。

本設備は、本市独自のものとして、新明和工業（株）が技術開発、設計、製作、施工したもので、移動式ごみ収集装置及び固定設備が、システムとして互いに有機的に連携されて稼動している。また、強力な真空圧を利用することから誤った取扱いを行うと、本設備の損傷だけでなく、周辺を通行する市民等を巻き込む事故につながる恐れがあるため、本工事については、本設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

今回の工事は、製造者独自の技術により本設備を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように工事を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、本工事を実施できるのは、製造業者である新明和工業（株）のみである。

上記理由により新明和工業（株）と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課

（電話番号06-6612-4981）

随意契約理由書

1 案件名称

東成区役所庁舎昇降機設備（2号機）修繕

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、東成区役所庁舎内に設置されているエレベーター2号機の既存不適格事項を解消する修繕を行うものである。

本件対象のエレベーターは、三菱電機株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

なお、三菱製昇降機については、2022年の経営統合により、三菱電機ビルソリューションズ株式会社が開発・設計・製作・保守・改修までを事業継承し一貫して担っている。

よって、三菱電機ビルソリューションズ株式会社は当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であるため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東成区役所総務課（電話番号 06-6977-9626）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立東淀川スポーツセンター非常用発電設備修繕

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立東淀川スポーツセンターに設置されている非常用発電設備について、劣化部品の修繕を行うものである。

本設備は、常用電源が災害など何らかの要因で停電してしまった時に、消防用設備などが正常に動作できるよう電源を供給するものである。

本修繕は、本設備を構成する各所部品を取り替えるものであり、機器の構造、材質、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者であるヤンマーディーゼル(株)のみが有している。

ヤンマーディーゼル(株)は、改修・修繕を同社の系列会社であるヤンマーエネルギーシステム(株)に移管しているため、本修繕が可能な業者は、ヤンマーエネルギーシステム(株)のみである。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当 (電話番号 06-6469-5145)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和6年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事

2 契約の相手方

新晃アトモス(株)

3 随意契約理由

本工事は、業務管理棟に設置している空調設備の改修工事を行うものである。

本工事対象設備は、新晃工業(株)が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新晃工業(株)から保守及び維持管理にかかる業務を移管されている新晃アトモス(株)のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ (電話番号 06-6469-7969)

随意契約理由書

- 1 案件名称
大阪市舞洲障がい者スポーツセンター、アミティ舞洲客室画像システム設備修繕
- 2 契約の相手方
株式会社JVCケンウッド・公共産業システム
- 3 随意契約理由
本業務は、大阪市舞洲障がい者スポーツセンター、アミティ舞洲の客室に設置している、緊急時における情報を客室画像に表示させるシステム（以下「客室画像システム」という。）の修繕を実施するものである。
客室画像システムは、緊急時に非常放送設備と連動し、赤色回転灯を回転させ、緊急情報をテレビモニターに伝言表示させることで、聴覚障がい者用に非常警報装置及び非常放送設備の役割を担う設備として設置したもので、指定管理者が保守点検や部品交換を実施している。
令和5年2月の定期保守点検により、システムコントロール用制御ユニットの故障やその他部品の供給停止による連動動作不良が確認されたため、現状のまま使用を続けて災害が発生した場合、聴覚障がい者に必要な緊急情報が提供されず、人命に関わる事故に繋がる危険性があることから、故障等による連動動作不良の原因を解消するため、早急な修繕の実施が必要となる。
この客室画像システムは、株式会社JVCケンウッド・公共産業システムが舞洲障がい者スポーツセンターに合わせて製造したものであり、修繕にあたっては、製造業者が有する本設備特有の知識及び技術が必要不可欠である。また、客室画像システムを作動させるためには、システムコントロール用制御ユニット以外にも様々な機器や設備が密接に関係していることから、本修繕を製造業者以外に履行させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。
よって、本修繕を実施できるのは、製造業者である上記業者のみであるため、同者と特名随意契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
福祉局障がい者施策部障がい福祉課施設グループ（電話番号 06 - 6208 - 8078）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事（その2）

2 契約の相手方

クボタ空調(株)

3 随意契約理由

本工事は、業務管理棟に設置している空調設備の改修工事を行うものである。

本工事対象設備は、クボタ空調(株)が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、クボタ空調(株)のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7969）

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野区役所ガス吸収式冷温水発生機修繕

2 契約の相手方

テクノ矢崎（株）

3 随意契約理由

本修繕は、阿倍野区役所の空気調和機用熱源機器であるガス吸収式冷温水機について、設置後 23 年経過しており、耐用年限を超過しているため、予防保全の観点からコントロールボックスの交換を実施するものである。

当該施設に設置されているガス吸収式冷温水機は矢崎資源（株）（現：矢崎エナジーシステム（株））が独自の技術により設計・製造及び設置を行ったものであり、本修繕については当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対しても一貫して責任を持たせる必要がある。

今回の修繕を行えるのは、矢崎エナジーシステム（株）より保守メンテナンス・修繕や改修工事等のサービス業務を移管しているテクノ矢崎（株）のみであるため上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

阿倍野区役所総務課（総務）（電話番号：06-6622-9938）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市役所本庁舎防水扉修繕

2 契約の相手方

丸島産業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の地下階に通じる車路及び通路に設置している防水扉において閉鎖機能に不具合が生じているため、部品等の交換を行い機能の回復を行うものである。

本防水扉は、丸島産業（株）がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置しており、当該会社以外では技術面での対応が不可能である。また、修繕後の作動状態等を保証させる必要もある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは丸島産業（株）のみであるため、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 住吉配水場配水ポンプ用電動機整備修繕

2 契約の相手方

安川オートメーション・ドライブ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、住吉配水場に設置している配水ポンプ用電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該電動機設備は、（株）安川電機が独自に設計・施工したものであり、部品交換や試験調整による機器の動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が電動機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は（株）安川電機より修繕業務を移管されている安川オートメーション・ドライブ（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 庭窪浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラテクノサービス (株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟に設置している1・2・3系中・後オゾン設備、及び中オゾン接触池上屋内に設置している1・2・3系中オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備の内、3系中オゾン設備については(株)東芝、その他の設備については東芝インフラシステムズ(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、(株)東芝は社会インフラ事業について、平成29年7月1日に(株)東芝が東芝インフラシステムズ(株)に、また、令和6年7月1日に東芝インフラシステムズ(株)が東芝インフラテクノサービス(株)にそれぞれ事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、東芝インフラテクノサービス(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場 (電話番号06-6907-4473)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 庭窪浄水場外1か所高度浄水処理棟揚水ポンプ用電動機外整備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラテクノサービス（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場内にあるろ過池で処理されたる過水を高度浄水処理棟内の後オゾン接触池へ揚水する設備、粒状活性炭設備の洗浄で使用する設備及び長居配水場の区域を給水する設備が、点検整備基準の周期を超えているため整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、（株）東芝が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、その専門の知識と技術及び純正部品を必要とする。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、（株）東芝は電機サービスセンター部門について、令和6年7月1日に東芝インフラテクノサービス（株）に事業統合されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、東芝インフラテクノサービス（株）のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号06-6907-4473）

随意契約理由書

1 修繕名称

令和6年度 舞洲スラッジセンター送泥ネットワーク監視設備修繕

2 契約相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回修繕する送泥ネットワーク監視設備は、舞洲スラッジセンターの送受泥設備が正常に運転するのを監視するための重要な設備であり、日常運転における高い信頼性を維持するため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、三菱電機（株）が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。また、製造物責任の所在を明確にする観点から修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

内代第2住宅(1号館)外1住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

ダイコー(株)

3 随意契約理由

本工事は、ダイコー(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要がある、取替えにあたってはダイコー(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であるダイコー(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀川屋内プール 昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ (株)

3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ (株) の製造・施工により、平成6年に西淀川屋内プールに設置された昇降機設備の改修工事を行うものである。

本昇降機設備については、設置から30年以上が経過していることから、保守部品の製造が既に中止されており、故障発生時において、当該部品の交換による復旧ができず、市民利用者へ著しい支障をきたす恐れがあることから、計画的な改修工事を行う必要がある。

また、本昇降機設備の安全基準については、平成6年当時の基準であることから、現行において義務付けられている耐震対策がなされておらず、構造物の耐震性の強化や、戸開走行保護装置等を設置するなど、安全基準を満たすための改修工事についても行う必要があるが、この改修工事を行うにあたり、東芝エレベータ (株) が設置した一部の既設機器や構造物を使用しなければならない。

市民利用者の安全性・利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修工事を行うには、設備の有する特性を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。当該設備を製造した会社以外では、本工事に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器等に著しい支障をきたす可能性がある。

また、施工後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性 (製造物責任) に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、製造者である東芝エレベータ (株) と特名随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 柴島浄水場外1か所酸注入設備整備修繕

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場及び豊野浄水場に設置している酸注入設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、アタカ大機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、当該設備の事業は、アタカ大機（株）より、日立造船（株）に事業継承されており、本修繕を実施することのできる業者は、日立造船（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度湊町リバープレイス非常用発電設備修繕

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム (株)

3 随意契約理由

本修繕は、湊町リバープレイスに設置している防災用並びに保安用の電源として設置している非常用発電設備について、経年劣化に伴う部品交換及び調整を行うものである。施設の管理運営において当該設備は必要不可欠であり、修繕を行わなかった場合、停電が発生した際には、施設の管理運営に重大な支障を及ぼす可能性がある。

修繕する非常用発電設備は、ヤンマー (株) が製作・設置したものであり、修繕にあたっては、製作会社のみが有する当該機器の構造・規格及び機器構成に関する知識並びに技術が不可欠であるとともに、同社のみが調達できる純正部品を用いる必要がある。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な稼働状態の確保と施工責任の一元化を図ることが出来るのは、ヤンマー (株) の組織再編により設立されたヤンマーパワーテクノロジー (株) からアフターサービスを移管されているヤンマーエネルギーシステム (株) のみであるため、同社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ (電話番号 06-6208-9442)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和6年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調用自動制御設備改修工事

2 契約の相手方

ジョンソンコントロールズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、業務管理棟に設置している空調用自動制御盤、温度センサ、空調用コントロール装置及び通信装置等の空調用自動制御設備の劣化が著しいので改修工事を行い信頼性の向上を図るものである。

本工事該当設備は、ジョンソンコントロールズ(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、他の業者が本工事を履行し、障害等が発生した場合、その原因が部品の固有の問題なのか、本工事によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、当該設備の構成を熟知し、作動の確実性、安全性、既存設備との確実な適合性の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、ジョンソンコントロールズ(株)のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7969）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 豊野浄水場外1か所ろ過池流量調節弁整備修繕

2 契約の相手方

(株) 前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市豊野浄水場及び大阪市庭窪浄水場に設置しているろ過池流量調節弁の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、前澤工業(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、前澤工業(株)より修繕業務を移管されている(株)前澤エンジニアリングサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場(電話番号072-825-4704)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 柴島浄水場凝集沈でん池機械設備整備修繕

2 契約の相手方

住友重機械エンバイロメント（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場に設置している凝集沈でん池機械設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、住友重機械工業（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、住友重機械工業（株）は水環境事業部の上下水処理施設に関わる事業について、平成19年1月1日に住友重機械エンバイロメント（株）に事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、住友重機械エンバイロメント（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 修繕名称 令和6年度 舞洲スラッジセンター自家発電設備外電気設備修繕

2 契約相手方 (株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する自家発電設備外電気設備は、舞洲スラッジセンター所内の電気設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

自家発電設備は、非常時の電源を確保する発電設備であり、また、特別高圧受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保と高い信頼性を維持させるため、機能の低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株) 明電エンジニアリングのみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 降雨情報設備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラテクノサービス (株)

3 随意契約理由

今回修繕する降雨情報設備は、降雨レーダ情報、気象情報、水位、ポンプ運転状況等の情報収集配信を行い、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であり、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替等を行うものである。

本設備は(株)東芝が独自技術により設計製作したものであり、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行い、取替えを実施し、従前と同様の性能を維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、他社に修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は(株)東芝から事業の権利義務を承継され、且つ本設備の技術に精通している東芝インフラテクノサービス(株)と随意契約を行う。

なお、(株)東芝は、平成29年7月1日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラシステムソリューション社に属する部門に関する権利義務を東芝電機サービス(株)に承継し、同日の平成29年7月1日付で東芝インフラシステムズ(株)に社名変更を行っている。

また、東芝インフラシステムズ(株)は、令和6年7月1日付で、「電気機器・設備の保守点検」「小規模補修」「オンコールサービス及び維持管理業務」に関する権利義務を東芝トランスポートエンジニアリング(株)に承継し、東芝インフラテクノサービス(株)に社名変更を行っている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道部 施設管理課 (電話番号: 06-6615-7290)

随意契約理由書

1 案件名称

大正区役所昇降機 1 号機修繕

2 契約相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本修繕は、大正区役所に設置されている昇降機 (1 号機) の経年劣化による各部品の交換をし、正常な運転が維持できるよう行うものである。

本設備は、フジテック (株) が製造したものであり、取替部品は同社のみが製作し他社では製作していない。また、同社のみがシステム構成を熟知しているとともに調整の技術を保有している。さらに、利用者の安全のために修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕について、対応可能な業者はフジテック (株) のみであることから、同社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大正区役所総務課庶務担当 (06-4394-9626)

随意契約理由書

- 1 修繕名称：令和6年度 舞洲スラッジセンター自家発電用ガスタービン設備修繕
- 2 契約相手方：（株）カワサキマシンシステムズ
- 3 随意契約理由：今回修繕する自家発電用ガスタービン設備は、舞洲スラッジセンターの自家発電設備の動力源であり、発電のために重要な役割を持つ設備である。
自家発電設備は、非常時に停電となった場合に備え、スラッジセンター全体の、安全で確実な運転確保のため自家発電を行うものであり、高い信頼性を維持させるため修繕を行うものである。
本ガスタービン発電設備は、川崎重工業（株）が設計製作及び施工したもので、修繕にあたってはガスタービン発電設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な部品取替、点検調整を実施するとともに、整備に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、独自の専門技術にて製作時と同一の手法を用いて行い、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保持させる必要がある。
以上のことから、製作会社である川崎重工業（株）のガスタービン発電設備に関するアフターサービスの業務移管先である（株）カワサキマシンシステムズと特名随意契約を締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

- 1 修繕名称：
令和6年度 舞洲スラッジセンター各種ポンプ外修繕
- 2 契約相手方：
(株)荏原製作所
- 3 随意契約理由：
今回修繕するポンプは、舞洲スラッジセンターに設置されている消防・空調設備用給水ポンプ、コンプレッサー室用室内排水ポンプ及びガスタービンパッケージ用換気ファンの回転部品等が、長時間の運転により機能が低下していることから、信頼性を回復するため修繕するものである。
本設備は、(株)荏原製作所が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことから、製作会社である(株)荏原製作所と特名随意契約を締結するものである。
- 4 根拠法令：
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署：
建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

楠葉取水場揚水ポンプ設備改良に伴う既設高圧配電設備外改造工事

2 契約の相手方

シンフォニアテクノロジー(株)

3 随意契約理由

本工事は、楠葉取水場の揚水ポンプ設備改良に伴い既設設備の改造を行うものである。当該設備は、シンフォニアテクノロジー(株)が独自に設計、製作した機器で構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能を熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者であるシンフォニアテクノロジー(株)以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 案件名称

旭区民センター 大ホール舞台制御機器修繕

2 契約の相手方

(株) サンケンエンジニアリング

3 随意契約理由

本修繕は旭区民センター大ホール舞台機構の制御盤および操作盤の更新を行い、既存機器類との整合を図り、正常に動作するための調整作業を行うものである。

同設備は、旭区民センターが供用開始されて以降、一度も更新しておらず、設置・保守業者による定期保守点検においても再三更新するよう警告を受け続けている。

同設備は、(株) サンケンエンジニアリングが設計・製作・設置を行っており、本業務の施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、専門技術及び知識が不可欠である。また、動作の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは(株) サンケンエンジニアリングのみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

旭区役所 地域課 (電話番号06-6957-9008)

随意契約理由書

- 1 案件名称
大阪市立早川福祉会館非常用発電設備冷却水槽取替修繕
- 2 契約の相手方
東洋産業（株）
- 3 随意契約理由
 - (1) 修繕の理由
非常用発電設備は、消防法及び建築基準法に基づき設置されており、火災等による停電の場合に、発電機を始動させ、非常照明、消火栓、スプリンクラーや排煙機などの設備機器に電源を供給し、利用者・施設従事者が施設から安全に避難する際に非常に重要な役割を持つ設備である。
早川福祉会館の非常用発電設備は、平成5年の施設建替え時からの設備であり、耐用年数の30年を迎え、これまで指定管理者が法定点検を実施しており、この度、点検業者からの報告書において経年劣化を指摘されている。
報告書を受け、メーカーに確認してもらったところ、非常用発電設備のうち、停電検知時に非常用発電機を運転させた際に内燃機関を冷却するための冷却水を補給するための水槽内の腐食が発見された。
早川福祉会館に用いられている冷却水槽設備は構造・規格・仕様及び使用部品が古く、現行品との互換性が無いため、故障した場合に即座に交換対応が出来ない、とのことであった。先述のとおり、当該設備は、有事の際に重要な働きをする設備であるため、予防保全の観点から、冷却水槽修繕を行うものである。
 - (2) 特名随意契約の理由
当該設備は、東洋電機製造（株）にて製造・設置したものであり、本修繕にあたっては、製造者のみが有する知識及び技術が不可欠である。また、今回修繕を行う冷却水槽は、既設の発電機部分と密接不可分の関係にあり、安全性や動作保証の観点から、他業者に施工させ、不具合等が発生し非常用の設備機器が作動しない場合、著しい支障が生じるおそれがある。
以上の理由により、本修繕を実施できるのは、東洋電機製造（株）の修繕部門である東洋産業（株）のみであるため、同者と特名随意契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
福祉局障がい者施策部障がい福祉課施設グループ（電話番号06-6208-8078）

随意契約理由書

1 案件名称

Q-1号上屋シャッター修繕

2 契約の相手方

三和シャッター株式会社

3 随意契約理由

本修繕について、Q-1号上屋は、倉庫として使用料を徴収して民間企業へ貸与しており、適正な建物の維持管理が必要不可欠であるため、修繕計画に基づく定期的な点検を行った結果、経年劣化等による不良箇所が発見されたことにより、部品取替えを行うものである。

本修繕については、製造業者独自の機器材・部品及び各機器の構造・動作など技術的ノウハウを用い、全体を製品とした施工責任の一元化を図り、作動の確実性、安全性を確保する必要があるため、今回修繕するシャッターの製造・設置を行った上記業者が本修繕を履行することができる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部保全監理課（建築）

電話番号 06-6615-7811

随意契約理由書

1 案件名称
令和6年度 庭窪浄水場排水処理設備整備修繕

2 契約の相手方
月島ジェイテクノメンテサービス（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場内にある凝集沈でん池で発生する汚泥の処理を行う排水処理設備のうち、点検整備基準の周期を超えている設備を整備修繕し、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、月島アクアソリューション（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、月島アクアソリューション（株）より修繕業務を移管されている月島ジェイテクノメンテサービス（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署
水道局工務部庭窪浄水場（電話番号 06-6907-4473）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和6年度市内一円共同溝ガス検知設備修繕

2 契約相手方

(株) 理研商会

3 随意契約理由

今回修繕するガス検知器は、共同溝洞道内における酸欠危険場所への入溝に際し、人命の安全及び不測の事故を防ぐための重要な設備であるが、経年劣化等による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は理研計器(株)が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替には、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。よって、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)理研商会のみである。

以上のことから、(株)理研商会を契約相手方として特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号 6615-6465)

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野区役所昇降機設備改修工事－5

2 契約の相手方

東芝エレベータ（株）

3 随意契約理由

本工事は、阿倍野区役所に設置されている油圧式エレベーターをロープ式エレベーターへ更新改修を行うものである。

本エレベーターは区役所来庁者が日常的に使用する設備であり、改修工事に伴うエレベーターの停止期間を短縮し、来庁者への影響を最小限に留めることが求められている。そのため、施工方法を検討した結果、既設部分の一部を残しつつ更新が必要となる部分のみを施工対象とした。また、全面的に改修を行う場合と比較して工事金額の削減を図ることも可能であり、最も経済的かつ合理的な施工方法である。

本工事において更新対象となる部分は制御装置や保安機器などの重要な機器であり、これらは存置となる部分と構造上密接不可分となっているとともに、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術で構成されている。そのため、本エレベーターの製造者が改修工事を施工することができる唯一の事業者であり、施工後の不具合等に対する責任の一元化を図ることも可能となる。

以上の理由により、本エレベーターの製造者である上記業者を本工事の契約相手方とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課（電話番号 06-6633-2361）

随意契約理由書

1. 案件名称

天王寺図書館昇降機設備改修工事

2. 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

3. 随意契約理由

本工事は、天王寺図書館に設置されている昇降機の経年劣化に伴い、改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取り替えにあたっては、製作・施工会社である東芝エレベータ株式会社にて製作している機器を使用しなければならない。

施設利用者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。

また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である上記業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館総務担当 (電話番号 06-6539-3314)

随意契約理由書

- 1 工事名称： 弁天抽水所 No. 1 雨水ポンプ設備工事
- 2 契約の相手方： (株) 日立インダストリアルプロダクツ
- 3 随意契約理由： 本抽水所は、猫間川抽水所排水区域のうち桑津・勝山・細工谷・鶴橋の各溢流口より平野川に排水していた区域を受け持つポンプ場施設であり、今回工事する No. 1 雨水ポンプは弁天抽水所に流入する雨水を排除するための設備である。
本設備は、設置後 43 年が経過し、ポンプ本体（ケーシング）は健全であるものの、ポンプの構成機器である電動機及びポンプ本体内部の主要部品が老朽化により、運転に支障をきたすおそれがあるため、電動機の更新及びポンプ内の主要部品の取替などを行い、ポンプ設備の機能回復及び機器の信頼性の向上を図る。
本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、既設備に適合する部品の選定、それらの組み合わせ並びに調整など、製作会社独自の技術を必要とし、取替部品も他社で製作していない。また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことから、本工事を行える業者は、製作会社である (株) 日立製作所の吸収分割承継会社である、(株) 日立インダストリアルプロダクツのみである。
- 4 根拠法令： 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号
- 5 担当部署： 建設局下水道部 設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 異配水場外1か所配水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方

(株)日立インダストリアルプロダクツ

3 随意契約理由

本修繕は、異配水場に設置している配水ポンプ設備及び柴島浄水場に設置している配水ポンプの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該配水ポンプは、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が電動機固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株)日立製作所より修繕業務を移管されている(株)日立インダストリアルプロダクツのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場集中自動検針装置改修工事

2 選定業者

東光東芝メーターシステムズ株式会社

3 随意契約理由

集中自動検針装置は、市場内の発信装置付きメーター（電気・水道）からのデータをセンター装置にて集約し、自動で検針及び使用量を算出する装置である。毎月検針した使用量データは、使用者に料金の請求を行う際の根拠になっているため、データ通信及び使用量の算出が途切れることがないよう環境を常に良好な状態にしておく必要がある。

本工事は、東部市場内の集中自動検針装置を構築している各装置（中央装置、メディアコンバータ、中継伝送器盤（伝送変換器、伝送制御装置、端末伝送器内蔵））が老朽化により不具合が発生していること、また、交換部品が生産中止になっているため、故障が発生すると修繕ができないことから、取替え及び調整等を行うものである。

株式会社東芝は、本設備を施工、システムを構築した業者であり、各装置のデータ設定の基になるプログラム等については、同社固有のものであることから、現在のサービスレベルを維持しながら工事を請け負えるのは同社だけである。

現在、株式会社東芝は、電力・水道向け等の計器事業を東光電気株式会社の計器事業の一部と統合した東光東芝メーターシステムズ株式会社に事業を承継しているため、本工事が可能な業者は同社だけである。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備グループ（電話番号 06-6756-3956）

随意契約理由書

1 案件名称

生野区民センター昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、生野区民センターに設置されている油圧式エレベーターをロープ式エレベーターへ更新改修を行うものである。

本エレベーターは生野区民センター来庁者が日常的に使用する設備であり、改修工事に伴うエレベーターの停止期間を短縮し、来庁者への影響を最小限に留めることが求められている。そのため、施工方法を検討した結果、既設部分の一部を残しつつ更新が必要となる部分のみを施工対象とした。また、全面的に改修を行う場合と比較して工事金額の削減を図ることも可能であり、最も経済的かつ合理的な施工方法である。

本工事において更新対象となる部分は制御装置や保安機器などの重要な機器であり、これらは存置となる部分と構造上密接不可分となっているとともに、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術で構成されている。そのため、本エレベーターの製造者が改修工事を施工することができる唯一の事業者であり、施工後の不具合等に対する責任の一元化を図ることも可能となる。

以上の理由により、本エレベーターの製造者である上記業者を本工事の契約相手方とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課 (電話番号 06-6633-2361)

1 案件名称

こども文化センター舞台吊物装置改修工事

2 契約相手方

三精工事サービス株式会社

3 随意契約理由

本工事は、こども文化センターに設置の舞台吊物装置の一部を改修し、舞台吊物の部品を取り替えるものである。吊物装置類については、耐用年数10～15年程度を超えて使用されているものが多数あるため、ワイヤ・ロープ等部品の経年劣化が著しい状態であり、吊物類の落下など事故につながる恐れがあると指摘を受けている。

こども文化センターに設置の舞台吊物装置については、三精工事サービス株式会社が独自の技術で設計・設置したものであり、今回の改修工事を実施するにあたっては三精工事サービス株式会社による純正製品の部品供給と設計者独自の規格を熟知した知識が必要となる。

また、既設本体を含めた設備全体の調整を行わなければ施工することができず、施工責任の一元化も図る必要があるため、本工事を実施できるのは、三精工事サービス株式会社のみである。

上記の理由から、三精工事サービス株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（電話番号：06-6684-9443）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立浪速スポーツセンター・屋内プール・アイススケート場吸収式冷温水機修繕

2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立浪速スポーツセンター・屋内プール・アイススケート場に設置されている吸収式冷温水機について、劣化部品の修繕を行うものである。

本設備は、冷暖房の運転を行うために熱源（冷温水）を作り出す装置で、当該施設の館内を適正な温度に維持する目的で設置したものである。

本修繕は、設備を構成する各所部品について修繕するものであり、吸収式冷温水機の構造、材質、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者であるパナソニック(株)のみが有している。

パナソニック(株)は、改修・修繕を同社の系列会社であるパナソニック産機システムズ(株)に移管している。

以上の理由により、本修繕を実施でき、かつ製造者責任と整備責任の一元化を図ることができるのはパナソニック産機システムズ(株)のみであり、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当（電話番号 06-6469-5148）

随意契約理由書

1 案件名称

旭区民センター 小ホール可動床リミットスイッチ修繕

2 契約の相手方

カヤバCS株式会社

3 随意契約理由

小ホール可動床リミットスイッチ装置は、可動設備（床・椅子）の可動域制御を担うものである。現在、当該装置は設備の相互干渉が断続的に発生しているため、動作が不確実な状況となっている。

設置・保守業者による詳細点検の結果、リミットスイッチの基盤の経年劣化による制御不良であることが判明し、今後も同様の事象が頻出する可能性が極めて高い旨指摘を受けた。小ホールは区民センターにとって、大ホールと同様中核を成す施設であり、利用者に対して本来あるべき施設を確実に提供するため当該改修を実施する。

本業務の施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、専門技術及び知識が不可欠である。同設備は、カヤバCS株式会社が設計・製作・設置を行なっており、動作の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのはカヤバCS株式会社のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

旭区役所 地域課（電話番号06-6957-9008）

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

令和6年度城北寝屋川口水門外4 1 遠方監視装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、城北川河川の管理に必要な機器（放流警報監視制御装置等）を遠方監視する装置であるが、経年劣化による故障及び機能が低下しているため、構成部品の交換を行うものである。

本設備は、三菱電機株式会社が設計製作したもので、修繕にあたっては当初の設計に基づき、最も適切な調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作時と同一の手法を用いて行い、監視装置としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社である三菱電機株式会社から本設備のアフターサービスを移管されている三菱電機プラントエンジニアリング(株)のみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：6615-6465）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度本町地下駐車場外1駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

日本コンベヤ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものであり、本町地下駐車場および谷町筋地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本装置は日立造船(株)の独自技術により設計、製作されたもので、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠である。

また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

なお、日立造船(株)の駐車場事業は平成18年に日本コンベヤ(株)と事業統合し、エヌエイチパーキングシステムズ(株)に事業継承され、平成30年にエヌエイチパーキングシステムズ(株)は日本コンベヤ(株)に吸収合併されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 案件名称

東成区民センター大ホール移動観覧席修繕

2 契約の相手方

コクヨ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、東成区民センター大ホールの移動観覧席の修繕業務を行うものである。

移動観覧席については、現在、1，5，9段目の座席の使用ができず、他の段についても経年劣化がみられ、このまま使用を続けると座席の使用ができなくなる恐れがあるため、修繕する必要がある。

本業務の施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、専門技術及び知識が不可欠である。同設備は、コクヨ株式会社が設計・製作・設置を行なっており、独自の規格や技術を使用することにより、移動観覧席にかかる様々な動作を実現している。そのため、動作の確実性や安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、他の事業者では出来ずコクヨ株式会社のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東成区役所市民協働課（電話番号：06-6977-9014）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 庭窪浄水場分館直流電源設備整備修繕

2 契約の相手方

エナジーシステムサービスジャパン (株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場に設置している直流電源の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、新神戸電機(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、新神戸電機(株)は当該設備の設計、製作事業について、令和3年12月にエナジーウィズ(株)に社名変更し事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、エナジーウィズ(株)より修繕業務を移管されているエナジーシステムサービスジャパン(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場(設備維持管理)(電話番号06-6907-4473)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 巽配水場自家発用原動機整備修繕

2 契約の相手方

(株) IHI 原動機

3 随意契約理由

本修繕は、巽配水場に設置している自家発用原動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該原動機設備は、(株)新潟鐵工所が独自に設計・施工したものであり、部品交換や試験調整による機器の動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が原動機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は(株)新潟鐵工所より原動機事業を承継した新潟原動機(株)から商号変更がされた(株)IHI原動機のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター(電話番号06-6815-2402)

随意契約理由書

1. 案件名称

天保山船客乗降用設備修繕

2. 契約の相手方

川重ファシリテック (株)

3. 随意契約理由

本修繕は、天保山岸壁に設置された船客乗降用設備の補修を行うものである。

当該設備は、船舶への搭乗に用いる設備であるが、製造・設置から30年が経過し、各部の劣化が進みつつある。劣化が進展することで重大な故障や損傷へ繋がり、設備の使用停止はもとより、事故により船舶や利用者への人的損害や物的損害を発生させる恐れもあるため、劣化が進んだ箇所について補修を行う必要がある。

補修に際しては、高い安全性が求められ、また、発注者の仕様を反映して製造者により個々に設計・製作された設備であるため、製造者でなければ、部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様及び相関関係がわからず、本体構造及び各装置に悪影響を及ぼす恐れがある。

したがって、製造者である川崎重工業株式会社より当該設備の補修について業務移管を受けた上記業者だけが、設備の仕様及び各部の相関関係を把握して、高い安全性を確保した部材交換等の補修が的確に行え、責任の一元化にもつながる。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪港湾局計画整備部設備課 (機械)

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1 案件名称

長居第2陸上競技場非常放送設備・自動火災報知設備修繕

2 契約の相手方

パナソニック防災システムズ株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、長居第2陸上競技場に設置されている非常放送設備・自動火災報知設備について、劣化部品の修繕を行うものである。

本設備は、感知器などからの火災信号を受信した際に非常放送を行う設備と警報内容を表示し建物内に警報を発すると共に連動式の防火設備等を作動させる設備であるが、設置後28年が経過し、経年劣化により設備を構成する機器及び部品（以下、「機器類」という。）に動作不良が生じる恐れがある。万が一、設備に不具合が発生した場合、設備として十分な能力が発揮されず、適正に施設を維持管理することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、機器類の取替整備を行う必要がある。

本修繕は、設備の機器類について取替整備を行うものであるが、設備の機器構成や制御方法については、製造事業者が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者であるパナソニック株式会社のみが有している。

パナソニック株式会社は、改修・修繕を同社の系列会社であるパナソニック防災システムズ株式会社に移管している。

以上の理由により、本修繕を実施でき、かつ製造者責任と整備責任の一元化を図ることができるのはパナソニック防災システムズ株式会社のみであり、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当（電話番号 06-6469-5145）